

川俣町小学校再編準備協議会規則

(設置)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成6年川俣町条例第12号）第3条の規定に基づき、川俣町小学校再編準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 通学方法等に関すること。
- (2) 再編に向けた児童の交流に関すること。
- (3) 施設整備等に関すること。
- (4) その他再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長会の代表
- (2) 各小・中学校の保護者代表
- (3) 各幼稚園及び保育園の保護者代表
- (4) 各小学校区の地域代表
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。